

第1章 計画策定の目的・方針・構成等

1.1 計画策定の背景・経緯

1.1.1 計画策定の背景

- ◆ 東日本大震災の教訓から大規模災害発生時の周辺自治体の相互連携による災害対策の必要性が増大している。熊本地震においても、九州内外の行政や市民・団体等により、救出・救助、医療活動、被災者の受入れ、救援物資の集配、ボランティアの受付・輸送等の後方支援活動が実施されたが、初動期には物流や避難者対策等で混乱も生じ、後方支援計画の必要性、重要性が再認識された。
- ◆ 特に南海トラフ巨大地震では、甚大な被害が想定されるため、災害対策の広域連携の一環として、内陸部から沿岸部に対する後方支援活動の実施体制の構築と災害時の具体的な取り組み内容の検討は急務である。
- ◆ 一方、火山災害等では内陸部が受援の立場に立つことも想定され、周辺自治体間においてあらゆる災害に対応できる強固な協力関係を整備しておくことも喫緊の課題である。

1.1.2 計画策定の経緯

- ◆ 平成27年2月、大規模災害の発生に備え、宮崎県南部地域の自治体（関係市町）が平時から連携し、各種取り組みを一丸となって推進するため、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」（以下、協議会）を設立した。
- ◆ 平成27年3月、後方支援活動拠点として求められる役割や機能、特性や活動上の優位性、さらに、災害対応力の強化に向けた取り組みの方針を明らかにした「都城市後方支援拠点都市構想」（以下、後方支援構想）を策定した。

1.2 計画策定の目的と期待される効果

1.2.1 計画策定の目的

- ◆ 「都城市大規模災害時後方支援計画」（以下、本計画または後方支援計画）は、後方支援構想をベースに詳細かつ具体的な検討を行い、後方支援活動の内容や手順、手続き、企業・市民との連携の方向等を定めたもので、後方支援活動を迅速かつ効果的に行うことを目的としている。
- ◆ なお、協議会の取り組みの一環となる「協議会災害時広域連携計画」（以下、広域連携計画）は、本計画を踏まえて別に策定するものとし、宮崎県南部地域における災害時の広域連携活動をさらに推進するものとする。

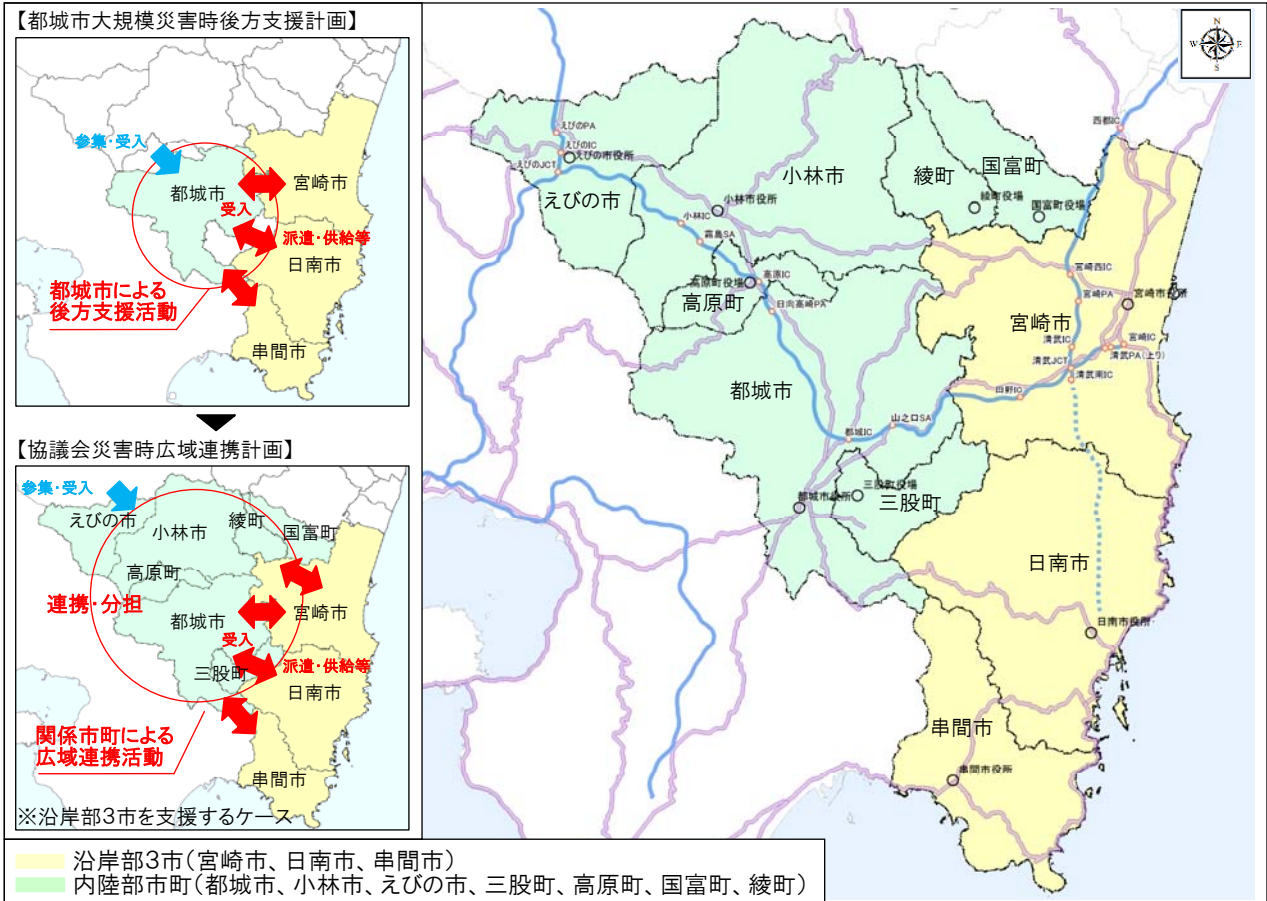
1.2.2 計画に期待される効果

- ◆ 本計画に期待される効果は、次のとおりである。

■本計画に期待される効果

- 本計画の基礎資料として、被害量や各種リソース等の基礎データを整理しているため、関係市町における広域連携活動の可能性、役割分担等を把握し、共有することができる。
- 本計画の策定・更新を通じて、市町間の顔の見える関係を構築することができ、本計画及び広域連携計画に基づき訓練等を実施することで、より実効性のある連携体制を整備できる。
- 防災・減災に係る上位の政策・指針の一つとして本計画を位置づけることで、多様な連携施策の推進、各種の提案要望活動の展開を図ることができる。
- その他、南海トラフ地震・津波を想定した計画ではあるが、様相が異なる災害・被害であっても本計画に示す後方支援活動や広域連携の考え方は一定程度適用することができる。

■ 図表 1.2.1 宮崎県南部地域の関係市町



■ 図表 1.2.2 国、県、本市等の取組み・経緯

国		宮崎県	都城市・協議会
H8		H08.08 ◇ 宮崎県市町村防災相互応援協定	
H23.3.11 / 東日本大震災			
H24	H24.08 ◇ 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域(第二次)及び被害想定(第一次) H25.03 ◇ 南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次)	H25.02 ◇ 大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定 ◇ 津波浸水想定	
H25	H26.03 ◇ 南海トラフ地震防災対策推進地域及び津波対策特別強化地域の指定	H25.10 ◇ 最大クラスの地震動に関する想定 ◇ 南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定 H26.03 ◇ 宮崎県津波浸水想定における浸水開始時間予測	H26.01 ◇ 協議会設立に関する各市町への提案 H26.03 ◇ 周辺市町による意見交換会の開催
H26	H27.03 ◇ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議幹事会)		H26.10~H27.01 ◇ 構成市町による準備会議(第1回~第3回)の開催 H27.02 ◇ 宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会・設立会議(第1回)の開催 H27.03 ◇ 「都城市後方支援拠点都市構想」策定
H27		H28.03 ◇ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく宮崎県実施計画	H27.07~H28.02 ◇ 同専門部会(第1回)、同幹事会(第1回~第3回)の開催 H28.02 ◇ 同協議会(第2回)の開催

1.3 計画策定の前提・方針

1.3.1 後方支援活動の大前提

- ◆ 本計画の策定に当たり、宮崎県南部地域における後方支援活動の前提を次のとおり設定する。

■ 後方支援活動の大前提

- 受援側、支援側ともに、自市町への災害対策に全力を尽くす。
- 行政のみならず、市民、団体、企業等が健全な生活、生産活動等を実施している。
- アクセス性やリソースなど都城市が持つポテンシャルを考慮する。

■ 後方支援活動に求められるポテンシャル

- 地の利を最大限に発揮できるアクセス性の確保
- 後方支援活動を集中的・重点的に実施できるエリアの形成
- 後方支援活動と自市町内の災害応急対策活動との両立
- 防災関連施設・応急物資等リソースの充実
- 企業や市民等と一体となった後方支援活動推進体制の確立

※リソース：資源のこと。ここでは、災害対策に必要な人、物、施設等をいう。

1.3.2 計画の検討条件及び検討方針

- ◆ 本計画の検討条件及び検討方針は、次のとおりである。

■ 計画の検討条件(想定する災害・被害)

- 南海トラフ地震・津波を想定し、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」(H25.10/宮崎県)を検討条件。
- 沿岸部3市、内陸部市町ともに最大リスクに備えた計画とするため、被害規模は各関係市町・各被害項目の最大値を適用(各項目の想定ケース、想定シーンは必ずしも同一とはならない)。
 - [想定ケース]
 - ケース①：内閣府モデルを用いて県が独自に再解析。津波に起因する項目で被害の想定が大きい。
 - ケース②：県が独自に設定したケース。地震に起因する項目で被害の想定が大きい。
 - [想定シーン]
 - 冬・深夜：就寝中に被災。家屋倒壊による死者が発生。津波避難が遅れる。
 - 夏・昼12時：自宅外で被災。沿岸部には海水浴客等の観光客が多数。
 - 冬・夕18時：火気使用、出火件数が多い。オフィス・駅等に滞留者。帰宅ラッシュ。

■ 計画の検討方針

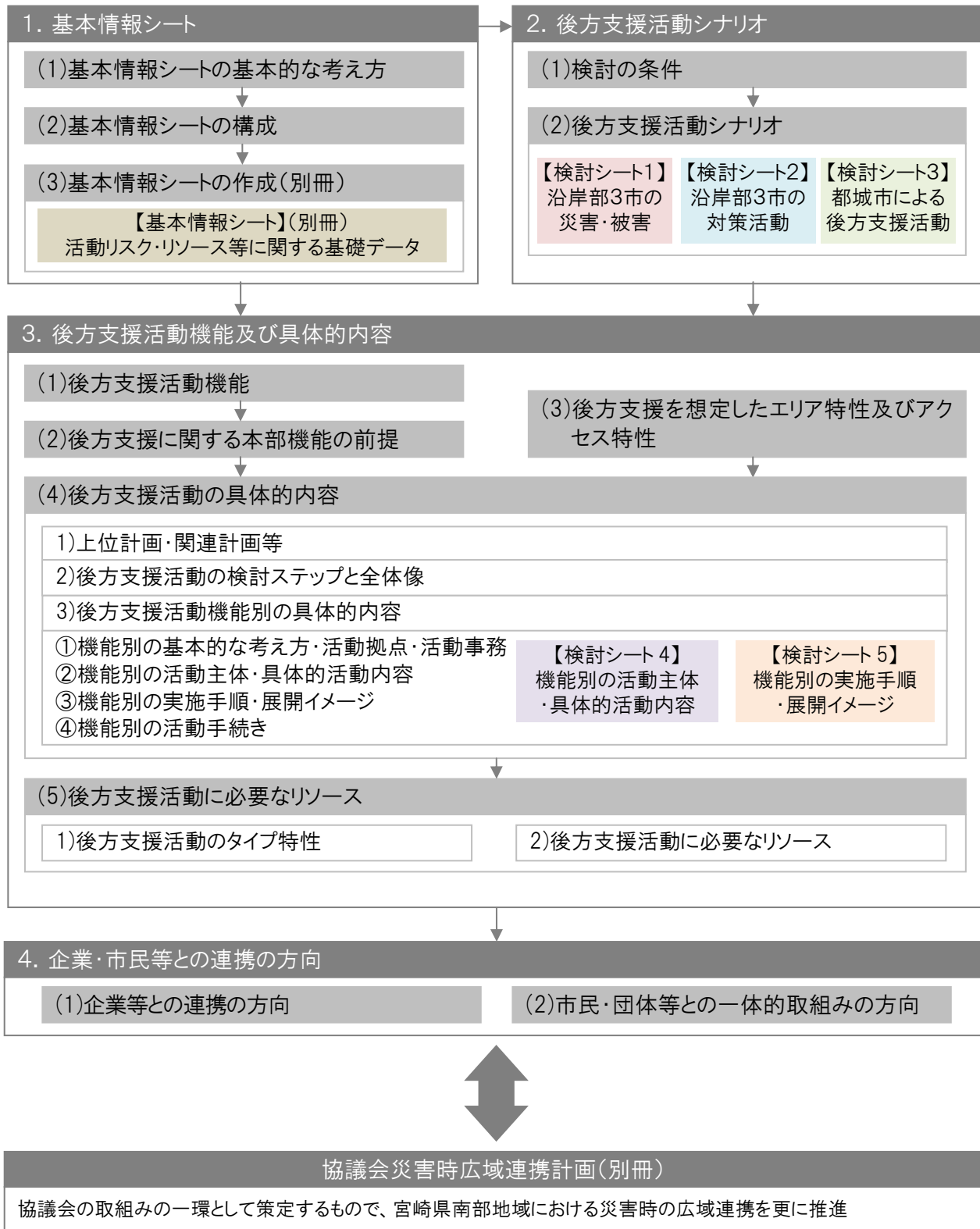
- ① 後方支援活動の全体像を捉えるため、沿岸部3市の災害・被害及び対策活動のシナリオを検討する
 - 南海トラフ地震における国・県の対策計画や東日本大震災時の事例等を考慮し、シナリオを作成する。
 - シナリオ等は、関係市町との連携・分担の方向を検討するための基礎資料とする。
- ② 想定される被害、交通網、活動資源等の基礎データに基づき、具体的な後方支援活動の内容や手順、今後、推進すべき施策や事業を定める
 - 平常時・災害発生時の機微な対策立案・変更等に効果的に活用できるよう、「基本情報シート」(基礎データ)を整備し、各種検討の基礎資料とする。
 - データ整理に当たっては、協議会における継続的な活用等を考慮する。
- ③ 自市の災害応急対策と後方支援活動を確実に実施するため、災害発生後の事務分掌を明らかにし、業務継続計画等に反映するための基礎資料を作成する
 - 後方支援活動に係る事務及び担当対策部・班(案)を明らかにした上で、今後、関係市町の業務継続計画に反映する際の基礎資料とする。

1.4 計画策定の手順・構成

1.4.1 計画策定の手順・構成

◆ 本計画は、次の手順・構成にそって策定した。各項目の検討概要は次頁に示すとおりである。

■ 図表 1.4.1 計画の流れ



(1)基本情報シート

- ◆ 関係市町において後方支援活動内容または広域連携活動内容を具体的に検討する際の共通・共有の基礎データとするため、関係市町の位置・交通等に関する基本情報、災害・被害に関する情報、後方支援に関する各種活動拠点情報、後方支援に関する各種施設・人的資源・物的資源情報、南海トラフ地震における国・県の具体計画を整理した「基本情報シート」を作成した（別冊）。

(2)後方支援活動シナリオ

- ◆ 南海トラフ地震・津波に対する「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（H25.10/宮崎県）」を前提として、後方活動機能及び具体的内容を検討するため、沿岸部3市の災害・被害シナリオ、沿岸部3市の対策活動シナリオ、都城市による後方支援活動シナリオを設定した。

(3)後方支援活動機能及び具体的内容

- ◆ 基礎情報や各シナリオ等を踏まえ、宮崎縣市町村防災相互応援協定（H8.8）の応援項目をベースに、東日本大震災における活動事例や国・具体計画及び県・実施計画、地域防災計画に定める災害応急対策を考慮し、後方支援活動に必要な6つの機能を選定し、体系化した。
- ◆ これら6つの後方支援活動の中核を担う後方支援活動対策本部の位置づけ、後方支援を想定したエリア特性及びアクセス特性を整理した上で、後方支援活動の全体像及び具体的活動内容を設定した。
- ◆ 具体的活動内容として、①後方支援に関する本部機能、②避難者の受入・支援機能、③救援物資の受入・仕分け・配送機能、④救出救助・消火・医療救護活動機能、⑤保健・衛生活動機能、⑥ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能の別に、基本的な考え方及び活動拠点、基本的な活動事務を設定している。
- ◆ また、基本的な活動事務を踏まえ、後方支援の活動主体・具体的活動内容、実施手順・展開イメージ、活動手続き、必要なリソースを設定している。

(4)企業・市民等との連携の方向

- ◆ 企業と一体となった後方支援活動を推進するため、場所・施設、物資、人材の面から都城 IC 周辺の企業等との連携可能性を検討するとともに、アンケート調査により企業等が提供可能なリソースの内容を整理した。
- ◆ また、自治公民館（自主防災組織）、市民団体、経済団体が有する人材、スキル等の特性に応じた後方支援活動を期待し、市民・団体等との一体的な取組みの方向を整理した。

1.4.2 基本情報シート及び検討シートの構成・ポイント

- ◆各シートの構成及び作成上のポイントは、次のとおりである。なお、検討シートは、各シートのみで内容を確認・把握できるよう整理したものである。

■図表 1.4.2 基本情報シート及び検討シートの構成・ポイント

